

## 議案第 3 1 号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和 3 4 年杉並区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 7 5 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第 1 3 条の 3 第 2 号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 1 3 条の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者

に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同条第1号中「100分の7.17（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の54）」を「100分の8.69（基礎賦課総額の100分の62）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「4万5,000円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46）」を「4万9,100円（基礎賦課総額の100分の38）」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第14条の5から第14条の8までを次のように改める。

第14条の5から第14条の7まで 削除

（基礎賦課限度額）

第14条の8 第13条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条の9の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同条第1号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の12の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同条第1号中「100分の2.42（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60）」を「100分の2.80（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の61）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「1万5,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分

の40」を「1万6,500円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39）」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第14条の13から第14条の16までを次のように改める。

第14条の13から第14条の15まで 削除

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の16 第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第15条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の4第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改める。

第18条中「、第14条の5」及び「、第14条の13」を削り、「若しくは第18条の3各号」を「、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号」に改める。

第18条の2中「又は第14条の5」及び「又は第14条の13」を削り、「2万円」を「24万円」に改め、同条第1号ア中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号イ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号ア中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第18条の3第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号イ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号エ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同条第2号ア中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号イ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ウ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号エ中「7,550円」を「8,250円」に改め

る。

第18条の4第1項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の2各号」に改め、同項第2号ア中「1万3,500円」を「1万4,730円」に改め、同号イ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号ウ中「3万6,000円」を「3万9,280円」に改め、同号エ中「4万5,000円」を「4万9,100円」に改め、同項第4号ア中「4,530円」を「4,950円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1万2,080円」を「1万3,200円」に改め、同号エ中「1万5,100円」を「1万6,500円」に改め、同項第6号ア中「4,860円」を「4,950円」に改め、同号イ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1万2,960円」を「1万3,200円」に改め、同号エ中「1万6,200円」を「1万6,500円」に改め、同条第2項中「前項に規定する額を決定する場合において、」を「前項各号の規定により算定した額に」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の3から第14条まで、第14条の4から第15条まで、第15条の4及び第18条から第18条の4までの規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

保険料率等を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>( _____ 基礎賦課総額)</p> <p>第13条の3 保険料の賦課額のうち _____</p> <hr/> <p>_____ 基礎賦課額 (第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 _____ の _____ の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条の3 保険料の賦課額のうち <u>一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。)</u> 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用 <u>(一般被保険者に係るものに限る。)</u> の _____ の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費</p>

用 \_\_\_\_\_ の額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。） \_\_\_\_\_ の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す

用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。） が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担す

る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 略
- イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定に

る後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 略
- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定に

より交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換

より交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換



支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (

\_\_\_\_\_ 法第 7 2 条の 3 第 1 項、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を除く。) の額

( \_\_\_\_\_ 基礎賦課額)

第 1 3 条の 4 保険料の賦課額のうち \_\_\_\_\_ 基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき \_\_\_\_\_ 算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

( \_\_\_\_\_ 基礎賦課額の所得割額の算定)

第 1 4 条 前条の所得割額は、被保険者 \_\_\_\_\_ に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第 3

支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法

附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の

額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第 1 3 条の 4 保険料の賦課額のうち 一般被保険者に係る基礎賦課額 は、当該世帯に属する 一般被保険者 につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 1 4 条 前条の所得割額は、一般被保険者 に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第 3

5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後

5条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)

の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)



総額の100分の38  
\_\_\_\_\_に相当する額を当該年度の前  
年度及びその直前の2箇年度の各年  
度における被保険者の\_\_\_\_\_数等を勘  
案して算定した数で除して得た額)  
第14条の5から第14条の7まで 削  
除

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4の基礎賦課  
額は、65万円を超えることができな  
い。

険者に係る基礎賦課総額の100分  
の46に相当する額を当該年度の前  
年度及びその直前の2箇年度の各年  
度における一般被保険者の数等を勘  
案して算定した数で除して得た額)  
(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第14条の5 保険料の賦課額のうち退  
職被保険者等に係る基礎賦課額は、当  
該世帯に属する退職被保険者等につき  
算定した所得割額及び被保険者均等割  
額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所  
得割額の算定)

第14条の6 前条の所得割額は、退職  
被保険者等に係る賦課期日の属する年  
の前年の所得に係る基礎控除後の総所  
得金額等に、第14条の4の所得割の  
保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被  
保険者均等割額の算定)

第14条の7 第14条の5の被保険者  
均等割額は、第14条の4第1項第2  
号の規定により算定した額と同額とす  
る。

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4又は第14  
条の5の基礎賦課額（一般被保険者と  
退職被保険者等が同一の世帯に属する  
場合には、第13条の4の基礎賦課額

( \_\_\_\_\_ 後期高齢者支援金  
等賦課総額)

第14条の9 保険料の賦課額のうち後  
期高齢者支援金等賦課額

\_\_\_\_\_ (第18条の2から第18条の  
4までの規定により後期高齢者支援金  
等賦課額を減額するものとした場合に  
あつては、その減額することとなる額  
を含む。)の総額(以下「後期高齢者  
支援金等賦課総額」という。)は、第  
1号に掲げる額の見込額から第2号に  
掲げる額の見込額を控除した額を基準  
として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険  
事業費納付金の納付に要する費用  
(都の国民健康保険に関する特別会  
計において負担する後期高齢者支援  
金等及び病床転換支援金等の納付に  
要する費用に充てる部分 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に限る。次号において  
同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額  
の合算額

ア 法附則第7条 \_\_\_\_\_の規定により読

と第14条の5の基礎賦課額との合算  
額をいう。第18条、第18条の2及  
び第18条の4において同じ。)は、  
65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金  
等賦課総額)

第14条の9 保険料の賦課額のうち一  
般被保険者に係る後期高齢者支援金等  
賦課額

(第18条の2から第18条の  
4までの規定により後期高齢者支援金  
等賦課額を減額するものとした場合に  
あつては、その減額することとなる額  
を含む。)の総額(以下「後期高齢者  
支援金等賦課総額」という。)は、第  
1号に掲げる額の見込額から第2号に  
掲げる額の見込額を控除した額を基準  
として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険  
事業費納付金の納付に要する費用  
(都の国民健康保険に関する特別会  
計において負担する後期高齢者支援  
金等及び病床転換支援金等の納付に  
要する費用に充てる部分 であつて、  
都が行う国民健康保険の一般被保険  
者に係るものに限る。次号において

同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額  
の合算額

ア 法附則第22条 \_\_\_\_\_の規定により読

み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（

\_\_\_\_\_法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（\_\_\_\_\_後期高齢者支援金等賦課額）

第14条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者\_\_\_\_\_につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（\_\_\_\_\_後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第14条の11 前条の所得割額は、被保険者\_\_\_\_\_に係る賦課期日の属する年

み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（

（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第14条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者\_\_\_\_\_につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第14条の11 前条の所得割額は、一般被保険者\_\_\_\_\_に係る賦課期日の属する年





第14条の13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第14条の15 第14条の13の被保険者均等割額は、第14条の12第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えない。

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条、第18条の2及び第18条の4において同じ。）は、22万円を超える

(介護納付金賦課総額)

第15条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入

ことができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入



なつた場合における当該納付義務者に係る第13条の4 \_\_\_\_\_、第14条の10 \_\_\_\_\_若しくは第15条の2の額又は次条各号、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の4 \_\_\_\_\_、第14条の10 \_\_\_\_\_若しくは第15条の2の額又は次条各号、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が

なつた場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の5、第14条の10、第14条の13若しくは第15条の2の額又は次条各号若しくは第18条の3各号

\_\_\_\_\_に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の5、第14条の10、第14条の13若しくは第15条の2の額又は次条各号若しくは第18条の3各号

\_\_\_\_\_に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が

月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4 \_\_\_\_\_の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10 \_\_\_\_\_の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した

月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した

日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用が

日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用が

ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及

ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及

び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加



えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3 万 4, 3 7 0 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1, 5 5 0 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1, 5 5 0 円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 2 9 万 5, 0 0 0 円 に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当す

えた金額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3 万 1, 5 0 0 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 5 7 0 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 1 万 1, 3 4 0 円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 2 9 万円 に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当す

る者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万4,550円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,250円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,250円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

る者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万2,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9, 820円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 300円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 300円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 7, 365円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万2, 275円

ウ 前条第3号アに規定する金額を

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9, 000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 020円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 240円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 6, 750円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 250円

ウ 前条第3号アに規定する金額を

減額した世帯 1万9,640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万4,550円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,475円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,125円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,250円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第14条の

減額した世帯 1万8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,500円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,775円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第14条の

8、第14条の16及び第15条の5に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2各号で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,730円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

8、第14条の16及び第15条の5に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万3,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万4,550円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万9,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万9,100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,950円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万2,500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万6,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万5,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,530円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

<p>イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8, 250円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 550円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3, 200円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2, 080円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6, 500円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万5, 100円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</p>	<p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額</p>
<p>ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 950円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 860円</u>に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

- イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8, 250円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万3, 200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6, 500円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項各号の規定により算定した額に \_\_\_\_\_ 1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8, 100円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万2, 960円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6, 200円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項に規定する額を決定する場合に おいて、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。